⑷　上記⑶において提出された資料を審査し、業務提案書及び見積書提出要請書（以下「業務提案書等提出要請書」という。）を令和６年10月31日（木）までに書面にて通知する。業務提案書等提出要請書を受けた者のみ業務提案書を提出できるものとする。

⑸　業務提案書及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

①　提出期限　令和６年11月21日（木）午後２時00分

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　提出期限までに必着で持参、郵便（書留郵便に限る。）又は信書便により提出すること。

⑹　見積開封の日時及び場所　上記⑷の書面にて通知する。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書の作成要否　要

⑷　支払方法　分納払

⑸　関連情報を入手するための照会窓口は上記４⑴に同じ。

⑹　業務提案書のプレゼンテーションを行う。

⑺　詳細は現場説明書及び業務提案書作成要領による。

6　Summary

⑴　Official in charge of contract of the procuring entity : Toru Terayama, president Metropolitan Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Subject matter of the contract : Introduction and operation management of customer relationship management system (FY2025)

⑷　Time-limit to express interests : 11 : 00 am October 15, 2024

⑸　Time-limit for the submission of proposal and tender : 2 : 00 pm November 21, 2024

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for documentation relating to the proposal : Kensuke Shibahara, Contract Division, Finance Department, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―4―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8930, Japan. TEL 03―3539―9319

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度において、法務省所管の建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和６年10月１日

法務省大臣官房施設課長　細川　隆夫

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

1　業種区分

⑴　建設工事

ア　土木一式工事、イ　建築一式工事、ウ　大工工事、エ　左官工事、オ　とび・土工・コンクリート工事、カ　石工事、キ　屋根工事、ク　電気工事、ケ　管工事、コ　タイル・れんが・ブロック工事、サ　鋼構造物工事、シ　鉄筋工事、ス　舗装工事、セ　しゅんせつ工事、ソ　板金工事、タ　ガラス工事、チ　塗装工事、ツ　防水工事、テ　内装仕上工事、ト　機械器具設置工事、ナ　熱絶縁工事、ニ　電気通信工事、ヌ　造園工事、ネ　さく井工事、ノ　建具工事、ハ　水道施設工事、ヒ　消防施設工事、フ　清掃施設工事、ヘ　解体工事

⑵　測量・建設コンサルタント等業務

ア　測量、イ　建築関係建設コンサルタント業務、ウ　地質調査業務

2　申請の時期

⑴　インターネット方式

ア　パスワード発行申請受付期間　令和６年11月１日から同年12月27日まで。

イ　納税証明書等の送信期間及び申請書データ作成期間　令和６年11月１日から令和７年１月15日まで。

ウ　申請用データ受付期間　令和６年12月２日から令和７年１月15日まで。

エ　ホームページアドレス

(ｱ)　建設工事

https://www.pqr.mlit.go.jp/

(ｲ)　測量・建設コンサルタント等業務

https://www.pqrc.mlit.go.jp

オ　システム稼動時間　平日の９時から17時まで。行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日の終日及び平日の17時から翌平日９時までの間は、システム運休。

⑵　文書郵送方式及び文書持参方式　原則として受け付けない。

ただし、インターネット方式で対応していない申請（経常建設共同企業体に関する申請等）の受付期間については、次のとおりとし、申請方法については、後記３⑵のとおりとする。令和７年１月６日から同月31日まで（当日消印有効）。

⑶　前記⑴及び⑵の期間後の申請については、後記12の随時受付となる。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

ア　インターネットを使用して申請する者は、前記２⑴エに掲げるアドレスにアクセスして、令和６年12月27日までにパスワードを請求した後、入手したパスワードを用いて、令和７年１月15日までに申請書を得るものとする。

イ　文書により申請する者は、別途、法務省ホームページに掲示する申請書をダウンロードすることにより得るものとする。

⑵　申請書の提出方法　申請書は、次に掲げるア又はイのいずれかの方法により提出するものとする。

ア　インターネットを使用して申請する者は、前記２⑴エに掲げるアドレスにアクセスし、前記⑴アにより入手したパスワードを用いて作成した申請書データを送信するものとする。

イ　文書により申請する者は、次の場所に、下記⑶ア又はイの申請書類を、郵送又は持参するものとする（なお、別に定める様式については、データ形式による提出も可とする。）。ただし、前記２⑵のとおりインターネット方式で対応していない申請に限る。

〒100―8977 東京都千代田区霞が関１―１―１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249又は2265）

メールアドレス

skeiri-shikakushinsa@i.moj.go.jp

⑶　申請書類

ア　建設工事に係る申請　ａ　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）、ｂ　工事経歴書、ｃ　営業所一覧表、ｄ　総合評定値通知書（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が令和５年６月16日以降のもの。ただし、後記12の随時受付においては、申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）の写し、ｅ　工事分割内訳表、ｆ　共同企業体等調書（申請者が共同企業体等の場合）、ｇ　経常建設共同企業体協定書（申請者が経常建設共同企業体の場合）、ｈ　納税証明書

イ　測量・建設コンサルタント等業務に係る申請　ａ　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）、ｂ　測量等実績調書、ｃ　技術者経歴書、ｄ　登記事項証明書、ｅ　登録証明書、ｆ　財務諸表類、ｇ　営業所一覧表、ｈ　業態調書、ｉ　納税証明書

⑷　申請書類の作成に用いる言語等

ア　申請書類は、日本語で記載するものとし、外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を添付すること。

イ　申請書類の金額表示は邦貨額によるものとし、外国貨幣によるものについては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算して記載すること。

⑸　その他　資格審査の申請事務は、委任状に基づき日本国内に居住する者に委任することができる。

4　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第70条の規定に該当する者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　令第71条第１項各号の一に該当する者で、その事実があった後２年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）

⑶　申請書類に故意に虚偽の事実を記載した者